

北陸情報産業健康保険組合の保有する個人情報を用いる共同事業の

公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要とされております。ただし、「委託先への提供」「合併等に伴う提供」「グループによる共同利用」については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっております。北陸情報産業健康保険組合（以下「当組合」という。）では、「グループによる共同利用」に該当する共同事業として「1. 高額医療交付金事業」を実施しております。

したがって、法律で求められております①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名、又は名称、について公表いたします。

1. 高額医療交付金交付事業

健康保険組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、健康保険組合において高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、又は紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、又は「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

【共同利用する個人データ項目について】

- ・「交付金交付申請総括明細データ」又は「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目
- ・当該レセプトの傷病名が外傷性の場合、負傷原因
- ・当該レセプトが第三者行為（交通事故等）によるもの場合は、事故発生状況報告書の写し、交通事故証明書の写し

【共同利用する者の範囲について】

- ・北陸情報産業健康保険組合 レセプト担当職員
- ・健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

・業務委託先 (公財) 日本生産性本部 I C T ・ヘルスケア推進部及び協力会社

【共同利用する者の利用目的について】

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全健康保険組合からの申請を受理するため、当該健康保険組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

【個人データ管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名】

北陸情報産業健康保険組合 石川県金沢市鞍月五丁目181番地

理事長 進藤 哲次

管理責任者 常務理事

健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長